

諫早市屋外広告物規制図

禁止地域 風致地区 ①裏山、②御館山、③上山、④金比羅岳

禁止地域 住居専用地域で知事が定める地区 西諫早ニュータウン

禁止地域 諫早市内の都市公園の区域

禁止地域 鉄道から展望できる区域 ※市街的区間は除く
長崎本線(長与町駅から喜々津駅までの区間) (両側1,500m以内)

許可地域 国道から展望できる区域
国道207号 諫早市高来町及び小長井町の区域内の区間 (両側1,000m以内)
国道251号 諫早市内(禁止地域は除く) (両側1,000m以内)

禁止地域 駅前広場禁止地域 JR諫早駅前

禁止地域 高速道路から展望できる区域 ※市街的区間は除く
九州横断自動車道 諫早市内(両側500m以内)

禁止地域 国道から展望できる区域 ※市街的区間は除く
国道34号 国道57号の分岐～長崎市境(両側1,500m以内)
国道34号 長崎バイパス(諫早市の全線)(両側500m以内)
国道57号 国道34号の分岐～森山町内(両側1,500m以内)
国道251号 (森山町内～早見町(飯盛町境))(両側500m以内)
国道251号 愛野森山バイパス(森山東インター～雲仙市境)(両側500m以内)

禁止地域

許可地域 ※都市計画区域内以外の許可地域

市街的区間:道路の沿線において家屋等が概ね10戸以上連続する区域(建築物の距離が全方向において50m以内にあるものを計算し、その集団が概ね10戸以上あること)

※都市計画区域内は許可地域になります。その上に禁止地域の規制がかかります。